

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

只見町長 渡部 勇夫

市町村名 (市町村コード)	只見町 (07367)
地域名 (地域内農業集落名)	只見地区 (只見)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月23日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・只見地区は、旧耕地整備事業を昭和10年代に導入し昭和20年に完了後、昭和48年度に上町地区、昭和52年度に雨堤地区、平成2年度に新町・沼田地区においてほ場整備実施済みである。また、令和5年度から新町、新屋敷地区を除く地域でほ場整備に着手しており、農地の大区画化、担い手への集積・集約化を進めている。

・地区内の高齢化率は44.1%で、高齢化や後継者不足による離農者の増加により荒廃農地が目立つようになってきている。

・人口減少により農業を下支えする地域の労働力が低下しており、今後ますます担い手の負担が大きくなる事が懸念される。

・地区内に整備されるライスセンターの利用促進を図っていかねばならない。

・今後離農者の増加等により、少人数で維持管理していくことを想定し、現在手動で管理している取水ゲート、余水吐ゲートにICT等のスマート農業の導入を推進していかねばならない。

・イノシシ等の鳥獣による農作物被害が増加している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・ほ場整備事業に併せて、担い手への集積、集約化を進め、担い手が耕作しやすい環境を整える。

・今回ほ場整備区域外となった、新町、新屋敷地区において、老朽化した用水路の改良等、耕作条件の改善を図っていく。

・地区内に整備されるライスセンターの利用を促進し、米の販売額の増加と米粉による六次産業化に取組み、所得向上を図っていく。

・地区内に数カ所設置されている、取水ゲート、余水吐ゲートにICTを活用したスマート農業を導入し、ゲートの遠隔操作、遠隔監視を行うことにより、施設の維持管理省力化及び災害時の安全確保を図る。

・離農者が増加している状況において、農地の現状を維持していくのは担い手の大きな負担になるため、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等を活用して、地域と担い手が一体となって農地を管理する体制を構築する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	72.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	72.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農業振興地域の農地及びその周辺の農地を、農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

・将来の耕作者が決まらない、保全・管理等が行われている農地については、具体的な取組が計画されるまで検討中とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積と集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は原則農地中間管理機構に貸付けていく。 ・担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・令和5年度から新町、新屋敷地区を除く地域で基盤整備に着手しており、農地の大区画化に取り組んでいる。 ・新屋敷地区においては狭小な農地が多く、担い手の意向を確認し必要に応じて実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者を積極的に受入れ、地域農業の担い手を育成する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ等の鳥獣による農作物の被害が拡大しているため、猟友会等関係団体と連携し被害防止策に取り組んでいく。
- ③地区内に数カ所設置されている、取水ゲート、余水吐ゲートにICTを活用したスマート農業を導入し、ゲートの遠隔操作、遠隔監視を行うことにより、施設の維持管理省力化及び災害時の安全確保を図る。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金を活用し、区域内の農用地の保全・管理を行う。